

横須賀市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利でかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について、母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、高等職業訓練促進給付金を支給し、また、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金（以下「訓練促進給付金等」という。）を修了後に支給するとともに、特に人手不足となっている看護師、介護福祉士及び保育士の各資格に係る養成訓練を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対しては、特定高等職業訓練促進給付金（以下「特定訓練促進給付金」という。）を高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給するものとし、その支給については、国が定める「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）及び「神奈川県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」（以下「県要綱」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 高等職業訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金を受けることができる者は、市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第28条の1第1項（令第31条の9第2項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する受給資格者で、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるものとする。なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り引き続き対象者とする。

2 高等職業訓練修了支援給付金を受けることができる者は、令第29条第1項（令第31条の9第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の支給要件に該当する者とする。

(訓練促進給付金等の対象資格)

第3条 訓練促進給付金等の支給の対象となる資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士

- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) 前各号に準じて市長が認める資格
(特定訓練促進給付金の対象資格)

第4条 特定訓練促進給付金の支給の対象となる資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 看護師
 - (2) 介護福祉士
 - (3) 保育士
- (支給期間)

第5条 高等職業訓練促進給付金及び特定訓練給付金の支給期間は、令第28条の4（令第31条の9第2項において読み替えて準用する場合を含む。）とする。

(訓練促進給付金等の申請)

第6条 国要綱9（1）アに定める高等職業訓練促進給付金等支給申請書（以下「支給申請書」という。）は、第1号様式のとおりとする。

(特定訓練促進給付金の申請)

第7条 特定訓練促進給付金の支給を受けようとする対象者は、市長に対して、支給申請書を提出するものとする。なお、特定訓練促進給付金の支給申請は、高等職業訓練促進給付金の支給申請と同時に同一の支給申請書で行うものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、支給申請書を受理した場合には、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(訓練促進給付金等及び特定訓練促進給付金の支給手続き)

第9条 支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、養成機関の長が証明する出席状況確認書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(支給要件の変更及び喪失)

第10条 受給者は、次に掲げる事由が発生した場合には、高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等届（第4号様式）を提出するものとする。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合
- (2) 横須賀市外に転出した場合
- (3) 修業を取りやめた場合
- (4) 受給者又はその者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わる等の受給資格が変更又は支給が停止となる場合
- (5) 養成機関を休学したとき等の支給を一時停止する場合
- (6) 休学から復学したとき等の支給を再開する場合

(7) その他提出した支給申請書の内容に変更する事項があった場合

(8) (1) から (7) 以外の理由で受給資格を喪失した場合

- 2 市長は、受給者から前項に定める受給資格の喪失、変更、停止又は開始の届出を受けたときは、その支給を取り消し、変更し、停止し、又は再開するとともに、遅滞なく、その旨を高等職業訓練促進給付金等支給取消・変更等通知書（第5号様式）により、本人に通知するものとする。

(訓練促進給付金等及び特定訓練促進給付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練促進給付金等及び特定訓練促進給付金の支給を受けた者がある場合には、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

2 特定訓練促進給付金は令和6年4月1日から適用する。

3 特定訓練促進給付金の対象者で、要綱改正の前日までに旧様式で支給申請及び決定

を受けた者については、特定訓練促進給付金の支給申請及び決定したものとみなす。

高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

高等職業訓練促進給付金等の支給を受けたいので、下記により申請します。
併せて、上記給付金の支給決定に必要な市税等に関する情報を調査することについて、承諾します。

申請内容				
フリガナ				
申請者氏名				
生年月日				
住所				
電話番号		個人番号		
過去の受給		雇用保険		
養成機関および修業内容について	養成機関名			
	住所			
	電話番号		養成区分	
	修業期間			
	資格名			
希望する支払金融機関	☐ 振込口座がわかるもの（写し）を添付			
	☐ 以下のとおり			
	金融機関名		口座種別	
	支店名		口座番号	
	口座名義			
(事務処理欄)				

第1号様式（裏面）

年 月 日

申請者氏名

高等職業訓練促進給付金等支給事業に係る高等職業訓練促進給付金等の支給決定に必要な市税等に関する情報を調査することについて承諾します。

申請者同一の世帯に属する者の氏名等について				
フリガナ 1. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄
フリガナ 2. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄
フリガナ 3. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄
フリガナ 4. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄
フリガナ 5. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄

様

横須賀市長

高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

先に申請のありました高等職業訓練促進給付金等の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

給 付 金		
養 成 機 関 お よ び 修 業 内 容 に つ い て	養成機関名	
	住 所	
	養成区分	
	修 業 期 間	
	資 格 名	
決 定 内 容		
特記事項		

※ 高等職業訓練促進給付金及び特定高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方が、

- ① 母子家庭の母または父子家庭の父でなくなったとき、② 横須賀市外に転出したとき、
③ 養成機関への修業を取りやめたときは、支給対象でなくなります。

また、世帯員及び世帯員の課税状況に変更があったときは、支給金額が変更になる場合があります。

これらの場合は14日以内に横須賀市長に届け出をする必要がありますので、事務担当まですぐに連絡をしてください

出席状況確認書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

養成機関名

代表者氏名

印

次に掲げる者に係る 年 月 ～ 年 月の出席状況は次のとおりです。

受講者氏名			
修業課程名			
受講日	受講科目	受講日	受講科目

※ 様式に定めた項目を全て表示するときは、養成機関の様式によるものでも差し支えありません。

高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等届

年 月 日

（あて先）横須賀市長

下記のとおり、高等職業訓練促進給付金等について、届け出ます。
併せて、上記給付金等の支給に必要な市税等に関する情報を調査することについて承諾します。

給付金の種類 ※ 該当するものに ○をつけること。	
届出の種類 ※ 該当するものに ○をつけること。	受給資格の喪失 ・ 受給資格の変更 ・ 支給停止 ・ 支給停止の解除
フリガナ	
申請者氏名	
住 所	
電 話 番 号	
届出の理由 ※ 該当する項目の□ にチェックを入れる こと。	☐ 法第6条第1項又は第2項に定める母子家庭の母又は父子家庭の父 ではなくなったため ☐ 横須賀市外に転出したため ☐ 養成機関への修業を取りやめたため ☐ 世帯員及び世帯員の課税状況に変更があったため ☐ 養成機関を休学したため ☐ その他（ ）
支給停止を解除 する理由 ※ 該当項目の□にチ ェックを入れること。	☐ 児童扶養手当の支給対象となる所得水準の範囲内になったため ☐ 休学から復学したため ☐ その他（ ）
理由発生日	

第4号様式（裏面）

年 月 日

申請者氏名

高等職業訓練促進給付金等支給事業に係る高等職業訓練促進給付金等の支給決定に必要な市税等に関する情報を調査することについて承諾します。

申請者と同じ世帯に属する者の氏名等について				
フリガナ 1. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄
フリガナ 2. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄
フリガナ 3. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄
フリガナ 4. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄
フリガナ 5. 氏 名				
個 人 番 号		生年月日		
住 所 (別居の場合)				続柄

様

横須賀市長

高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等通知書

先に申請のありました高等職業訓練促進給付金等の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

通 知 内 容	① 高等職業訓練促進給付金 ・ 特定高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金 の支給について （ 取消 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除 ） します。
	② （ 取消 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止解除 ） 理由 ☐ 法第6条第1項又は第2項に定める母子家庭の母又は父子 家庭の父ではなくなったため ☐ 横須賀市外に転出したため ☐ 養成機関への修業を取りやめたため ☐ 世帯員及び世帯員の課税状況に変更があったため ☐ 養成機関を休学したため ☐ 児童扶養手当の支給対象となる所得水準の範囲内になった ため ☐ 休学から復学したため ☐ その他（ ）
支 給 月 額 (変更・支給停止解除の場合)	
理 由 発 生 日	
支 給 月 (取消 ・ 変更 ・ 停止)	